

『後期高齢医療被保険者証』  
『介護保険負担割合証』  
『介護保険負担限度額認定証』  
の提出について

- ①後期高齢者医療費被保険者証
- ②介護保険負担割合証
- ③介護保険負担限度額認定証(対象者のみ)

上記証類の有効期限が令和3年7月31日まで  
となっております。

各市町村より届きましたら施設事務窓口までご提出を  
お願いいたします。

郵送方法がそれぞれ異なりますのでご注意願います

・介護保険『負担割合証』および『負担限度額認定証』

→ 普通郵便(ポスト投函)

・『後期高齢者医療被保険者証』 → 簡易書留(対面配達)

※簡易書留は不在の場合、不在連絡票が投函され、再配達か郵便局まで取りに行く必要があります。  
郵便局の保管期間が過ぎた場合は、市町村に返送されてしまいますのでご注意ください。

【問い合わせ先】 相談室 内藤・事務 八代 まで